

国立大学法人京都大学教職員早期退職規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部及び各共通事務部をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(早期退職の認定)</p> <p>第5条 総長は、前条第1項の規定による申出があった場合は、申し出た教職員（以下「申出者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、早期退職制度により退職することができる旨の認定を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 総長は、前項の認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を所属する部局の長を通じて申出者に書面により通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、<u>教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）</u>にあつては所属する学系又は全学教員部の長（<u>全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事</u>）、<u>教員以外の教職員にあつては所属する部局</u>（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部及び各共通事務部をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(早期退職の認定)</p> <p>第5条 } (同左)</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>2 総長は、前項の認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を前条第1項に規定する所属する学系等の長を通じて申出者に書面により通知する。</p> <p>3 (同左)</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>